社会福祉施設等施設整備費補助金及び次世代育成支援対策施設整備交付金

についての留意事項等

１　所管省庁の変更について

　国の組織改編に伴い、令和５年度から以下のとおり所管省庁等が変更になりましたので、　　御注意ください。

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
|  | 社会福祉施設等施設整備費補助金 | 次世代育成支援対策施設整備交付金 |
| 所管庁 | 厚生労働省 | こども家庭庁 |
| 補助要綱 | 国：「社会福祉施設等施設整備費国庫補助金交付要綱」  県：「愛知県社会福祉施設等施設整備費補助金交付要綱」 | 国：「次世代育成支援対策施設整備交付金交付要綱  県：「愛知県児童福祉施設等施設整備費　補助金交付要綱」 |
| 主な対象 | 障害者総合支援法に定める障害福祉サービス事業所等  （共同生活援助など） | 児童福祉法に定める障害児施設等  （児童発達支援など） |
| 補助率 | 国1/2、県1/4、設置主体1/4 | 同左 |
| 補助基準額 | 要綱に定めるとおり。 | 同左 |

　　※本県への提出様式は、補助金毎に異なりますので、御注意ください。

２　今後のスケジュール（予定）

　（１）令和７年３月　県予算の採択の可否の通知

　（２）令和７年３月　県予算で採択された整備に対して、国への協議資料の作成依頼

　（３）令和７年６～７月頃　国内示

　　　※今後、上記（１）までの間に、整備内容等について、法人又は市町村に確認させていただくことがあります。

　　　※国内示時期は所管省庁によって少し異なりますので、予め御了承ください。

※契約及び着工ができるのは、国内示の後です。

国内示前の着工は補助対象外になりますので、御注意ください。

　　　※県予算で採択されても、国の採択がない場合は、補助は行いません。

３　「社会福祉施設整備に係る契約事務の基準」の順守について

　　　補助事業に採択された場合、補助事業を行うために締結する契約については、一般競争入札に付するなど、県が行う契約手続きの取扱に準拠しなければならないこととされています。

具体的には、愛知県福祉総務課監査指導室のホームページに掲載されている「社会福祉施設整備に係る契約事務の基準」を御確認ください。

４　指定申請（図面確認等）について

新たに障害福祉サービス事業等を実施する場合は、指定申請手続きを行う必要がありますので、必ず事前に指定権者に相談し、指定基準を満たさない施設で申請することがないよう十分確認してください。

なお、県で指定を受ける場合は、ホームページを御確認ください。

（障害者総合支援法）https://www.pref.aichi.jp/soshiki/shogai/shashinki.html

（児童福祉法）　　　https://www.pref.aichi.jp/soshiki/shogai/jishinki.html

５　補助金で整備した施設（財産）の処分について

　　　補助金で整備した施設については、所管省庁が定める「処分制限期間」（※）が過ぎるまでは、所管省庁の承認を受けないで、転用（他の目的への使用）、譲渡、交換、貸付、抵当権（根抵当権は不可）の設定、取り壊し等の「財産処分」をすることができません。

また、財産処分にあたっては、返還金が発生します。（一部、返還金が生じない場合もあります。）

※「処分制限期間」：建物の構造や用途によって異なります。

　　　　（例１）鉄筋コンクリート造の事務所　→　処分制限期間：５０年

　　　　（例２）木造のグループホーム　　　　→　処分制限期間：２２年

６　その他

　　・補助単価は、毎年度見直しがあります。補助額が変更する可能性がありますので、御承知おきください。

　　・サービス種別及び利用定員の変更、建物の仕様変更（軽微なものを除く。）は、原則として認められませんので、計画を成熟させた上で御提出ください。

・今後事業費が増加した場合であっても、補助所要額の増額はできませんので御留意ください。

・年度内（令和８年３月）に事業完了ができない見込みとなった場合及び法人設立予定で入札までに認可される見込みがない場合は、速やかに御連絡ください。

　　・当補助金に係る補助金の交付と対象経費を重複して、お年玉付き郵便葉書等寄付金配分金並びに公益財団法人ＪＫＡ等の補助金の交付は受けられません。詳細については、各要綱を御確認下さい。

　　・当事業は、国の会計検査院の検査対象です。